

## 感染症対策の強化に係る運営基準について（概要）

【厚労省老健局：介護現場における感染対策の手引き】を参照。

### 1. 感染症対策検討委員会の設置

#### ○メンバー構成

- ・ 感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種で構成する。
- ・ 内部関係者のみの構成で可とするが、外部から感染症対策の専門家等を登用できればなお良い。
- ・ 他の検討委員会と一体的に実施することも可とする。

#### ○開催頻度

概ね6か月に1回以上開催する（施設系は3月に1回）。ただし、感染症の流行時期には随時開催する。

#### ○活動内容

主に、以下の内容について委員会で検討することとする。また、委員会の決定事項は全職員への周知徹底が図られるよう努める。

- ・ 感染症対策検討委員会その他感染症に関する事業所内の組織に関すること。
  - ・ 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備に関すること。
  - ・ 指針に基づく感染症の予防及びまん延防止の平常時の対応、発生時の対応に関すること。
- 等

### 2. 感染症対策の指針の整備（別添参考例を参照。）

指針には以下の事項を盛り込むこととする。

- ・ 平常時の事業所内の衛生管理
  - ・ ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策等）
  - ・ 感染症発生時の状況把握
  - ・ 感染拡大の防止策
  - ・ 医療機関、保健所、市町村等の関係機関との連携
  - ・ 事業所内の連絡体制
- 等

### 3. 感染症対策に係る研修の実施

#### ○研修方法

内部研修として実施する。研修の実施状況について、記録に残すこと。また、新規採用時には、新規採用職員向けに別途研修を行うことが望ましい。

#### ○研修内容

感染対策の基礎的内容の適切な知識を普及啓発するとともに、当該事業所の指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行う。国が作成した

「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用すること。

○実施回数

年1回以上実施すること（居住系、施設系は年2回以上）。

4. 感染症対策に係る訓練の実施

○訓練の内容

当該事業所における指針や研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や感染対策をした状態でのケアの演習等を実施する。机上訓練と実地訓練を組み合わせながら実施することが望ましい。

厚生労働省老健局「新型コロナウイルス感染症 感染者発生シミュレーション～机上訓練シナリオ～」を参照すること。

○実施回数

年1回以上実施すること（居住系、施設系は年2回以上）。

※令和6年3月31日までは努力義務。